

神奈川県国民健康保険団体連合会求職者等に対する
セクシュアルハラスメント対策基本方針

令和8年8月1日

1 基本的な考え方

神奈川県国民健康保険団体連合会（以下、「本会」という。）は、採用活動における求職者等の人格・尊厳・多様性を尊重し、公正かつ誠実な対応を実施します。

また、すべての求職者等が公正な環境で能力を発揮できるよう、立場の優位性を利用した不適切な言動を一切許容せず、安心して選考に参加できる環境づくりに努めます。

2 求職者等の求職活動におけるセクシュアルハラスメント（以下、「ハラスメント」という。）の定義

本会役職員等が求職活動（応募、選考、内定等）の過程において、求職者等の意に反する性的な言動により、求職者等に不快感や不利益を与え、または就職活動の環境を害する行為

3 ハラスメントに該当する具体的行為

以下の事例は例示であり、これらに限られるものではありません。

- (1) 性的な冗談、発言、質問（恋愛、結婚、出産等に関するもの）
- (2) 不必要な身体接触
- (3) 性的関係の要求や示唆
- (4) SNS やメッセージによる私的かつ不適切な連絡
- (5) 選考と無関係なプライベートな事項（思想・信条、家族関係等）の詮索

4 ハラスメント防止への周知・啓発等

採用活動に関わるすべての役職員等に対するハラスメント防止への周知・啓発等について、指針第4条を準用します。

5 ハラスメントへの対応

(1) 相談窓口の設置

相談窓口は指針第6条を準用することとし、総務課に設置します。

なお、相談者または通報者の個人情報及び相談窓口に寄せられた相談内容等の情報は、本会個人情報保護規則等の関連する規定に基づき、適切に管理します。

(2) 事実確認と是正措置

相談内容等に基づき、速やかに事実関係の調査を行います。

なお、ハラスメントの事実が確認された場合は、本会服務規則等の関連する規定に基づき、当該役職員等に対して厳正な処分を含めた適切な是正措置を実施します。

また、問題事案の分析と改善策の実施を行い、再発防止策を講じます。

(3) 求職者等への配慮

相談や通報したことを理由に不利益な取り扱いは一切行いません。